

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一七<sup>ハ</sup>

### 告 示

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 二二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同 ) 二五

各務原都市計画公園事業の認可

(都 市 公 園 課) 二七

### 訓 令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課) 二八

### 公 示

落札者等に関する公示

(情 報 シ ス テ ム 課) 三三

土地改良区役員 の 退任

(西 濃 農 林 事 務 所) 三三

## 規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第五十五項」に改める。

第五十六条の四及び第六十四条の三を削る。

様式目次中

第十四条、第二十三条第四項、第二十五条第四項、第五十六条の第三項、第五十六条の四第二項、第六十四条第四項、第六十四条の第二項、第六十四条の第三項、第六十七条の第二項、第八十二条の十九及び第八十二条の二十四第二項、第十四条、第二十三条第

第二十三号様式 納付(納入) 通知書

令和四年一月十八日

第 二 百 六 十 七 号  
令 和 四 年 一 月 十 八 日  
(火曜日)

第二十三号様式 納付(納入)通知書

四項、第二十五条第四項、第五十六条の三第二項、第六十四条第四項、第六十四条の二第二項、第六十七条の二第二項、第八十二条の十九及び第八十二条の二十四第二項、第二十三条第一項及び第三項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第三項、第二項、第五十六条の三第二項、第五十六条の四第二項、第六十四条の三第二項、第六十七条の二第二項、第七十七条の四第二項、第八十二条の十九並びに第八十二条の二十四

第二十一号様式 担保(保全担保)(増担保)提供(変更)命令書

第二十三号様式 納税保証書

第二十二号様式 担保(保全担保)提供書

第二十一号様式 担保(保全担保)(増担保)提供(変更)命令書

第二十三号様式 納税保証書

第二十二号様式 担保(保全担保)提供書

第二十二号様式 担保(保全担保)提供書

第二十一号様式 担保(保全担保)(増担保)提供(変更)命令書

第二十一号様式 担保(保全担保)(増担保)提供(変更)命令書

第二十三号様式 納税保証書

に改め

第三十三号様式 納税保証書

項、第八十二条の十九並びに第八十二条の二十四第二項  
 第二十三條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第五十六條の三第二項、第六十四條第三項、第六十四條の第二項、第六十七條の第二項、第七十七條の四第二項、第八十二条の十九並びに第八十二条の二十四第二項

る。

第三十三号様式及び第三十一号様式から第三十三号様式までの規定中、「第56条の4」及び「第64条の3」を「第53条第35項」及び「第53条第54項」に

第七十七号の「第53条第35項」を「第53条第54項」に

更生手続開始の決定があつた。  
 再生手続開始の決定があつた。

地方税法施行令第9条の8の5及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。

第1号該当 第2号該当

を

更生手続開始の決定があつた。  
 再生手続開始の決定があつた。

地方税法施行令第9条の8の5及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。

第1号該当 第2号該当 第3号該当

こ

改める。

第八十三号様式を次のように改める。

第83号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第67条関係)

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; width: 30px; height: 30px; vertical-align: middle;">付</span> 印		処理事項 ※ ※ ※		課税番号 ※			
		年 月 日  県税事務所長 様		本 店 所 在 地 〒		フ リ ガ ナ	
年 月 日  県税事務所長 様		名 称		法 人 番 号			
		フ リ ガ ナ		フ リ ガ ナ			
		代 表 者 氏 名		電 話 番 号 ( )			
		設 立 年 月 日		年 月 日		事業の種類 (事業種目)	
		最 初 の 事 業 年 度		自 年 月 日 至 年 月 日		資本金額又は 出資金額 円	
		岐阜県内の主たる事務所等 (岐阜県外に本店が所在する 場合のみ記載してください)		名 称		所 在 地	
電話番号 ( )				設 置 年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
従 たる 事 務 所 等 (支店・工場・営業所等)		年 月 日		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日			
申告期限延長 (事務所設置の場合)		法人県民税 : 延長なし ・延長あり ( ケ月 )		法人事業税 : 延長なし ・延長あり ( ケ月 )			
変 更	変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 内 容				
			変 更 後		変 更 前		
グ ル ー プ 通 算	通 算 法 人 区 分		<input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人		通 算 親 法 人 に 関 す る 事 項		
	承認の効力発生(終了)日		年 月 日		本 店 所 在 地		
	承認の効力発生(終了)の 原因		<input type="checkbox"/> 申請承認 <input type="checkbox"/> 加 入 <input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 取りやめ <input type="checkbox"/> その他 ( )		電 話 番 号 ( )		
	通算親法人の法人税確定申告書の提出期限		延長なし・延長あり ( 月 )		名 称 (フリガナ)		
決算期		月 日		決 算 期			
解 散 ・ 廃 止	解 散 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日		廃 止 し た 事 業 所 等		
	清 算 人		住 所		電 話 番 号 ( )		
	氏 名		電 話 番 号 ( )		氏 名		

合 併	合 併 年 月 日		年 月 日	適 格 区 分	適 格 ・ そ の 他
	被 合 併 法 人	所 在 地 名 称	電 話 番 号 ( )		
				代 表 者 氏 名	
				こ の 申 告 書 に つ い て 応 答 す る 係 ・ 氏 名	

- 備考 1 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「名称」欄に法人課税信託の名称を併記すること。
- 2 「変更」欄には、所在地、名称、代表者氏名、資本金、事業年度、事業の種類等の変更について全て記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

告 示

附 則  
 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大桑 1	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 2	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 3	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 4	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 5	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 6	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊佐美 1	山県市伊佐美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊佐美 2	山県市伊佐美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

  

高富 1	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐賀 1	山県市佐賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 3	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 2	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 1	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 6	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 5	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 4	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 3	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 2	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 1	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西深瀬 2	山県市西深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西深瀬 1	山県市西深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾 2	山県市赤尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾 1	山県市赤尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 6	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 5	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 4	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 3	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 2	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 1	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 7	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 6	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 5	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 4	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 3	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

葛原 7	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 6	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 5	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 4	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 3	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 2	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 1	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 3	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 2	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 1	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片原 1	山県市片原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神崎 8	山県市神崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 3	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 2	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 1	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 6	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 5	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 4	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 3	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 8	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 7	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 6	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 5	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 4	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 3	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 2	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 3	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 2	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 1	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐野 4	山県市佐野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船越 12	山県市船越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青波 4	山県市青波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青波 3	山県市青波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 7	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 6	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 5	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 4	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 12	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 11	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 10	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 9	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 8	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 7	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 6	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 5	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田栗 5	山県市田栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 6	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 5	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 4	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 3	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 2	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 1	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

柿野 1	山県市柿野	次の図のとおり	土石流
神崎 3	山県市神崎	次の図のとおり	土石流
神崎 2	山県市神崎	次の図のとおり	土石流
神崎 1	山県市神崎	次の図のとおり	土石流
円原 5	山県市円原	次の図のとおり	土石流
円原 4	山県市円原	次の図のとおり	土石流
円原 3	山県市円原	次の図のとおり	土石流
円原 2	山県市円原	次の図のとおり	土石流
円原 1	山県市円原	次の図のとおり	土石流
東深瀬 1	山県市東深瀬	次の図のとおり	土石流
赤尾 1	山県市赤尾	次の図のとおり	土石流
椎倉 2	山県市椎倉	次の図のとおり	土石流
椎倉 1	山県市椎倉	次の図のとおり	土石流
梅原 2	山県市梅原	次の図のとおり	土石流
梅原 1	山県市梅原	次の図のとおり	土石流
大桑 3	山県市大桑	次の図のとおり	土石流
大桑 2	山県市大桑	次の図のとおり	土石流
大桑 1	山県市大桑	次の図のとおり	土石流
岩佐 5	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 4	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 3	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 2	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞 2	山県市中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞 1	山県市中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 5	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 4	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務

冠者洞 2	山県市青波	次の図のとおり	土石流
中洞 1	山県市中洞	次の図のとおり	土石流
富永 1	山県市富永	次の図のとおり	土石流
岩佐 2	山県市岩佐	次の図のとおり	土石流
岩佐 1	山県市岩佐	次の図のとおり	土石流
谷合 5	山県市谷合	次の図のとおり	土石流
谷合 4	山県市谷合	次の図のとおり	土石流
谷合 3	山県市谷合	次の図のとおり	土石流
谷合 2	山県市谷合	次の図のとおり	土石流
船越 5	山県市船越	次の図のとおり	土石流
船越 4	山県市船越	次の図のとおり	土石流
船越 3	山県市船越	次の図のとおり	土石流
船越 2	山県市船越	次の図のとおり	土石流
船越 1	山県市船越	次の図のとおり	土石流
日永 5	山県市日永	次の図のとおり	土石流
日永 4	山県市日永	次の図のとおり	土石流
日永 3	山県市日永	次の図のとおり	土石流
日永 2	山県市日永	次の図のとおり	土石流
日永 1	山県市日永	次の図のとおり	土石流
葛原 3	山県市葛原	次の図のとおり	土石流
葛原 2	山県市葛原	次の図のとおり	土石流
葛原 1	山県市葛原	次の図のとおり	土石流
片原 1	山県市片原	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

梅原 3	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 2	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 1	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 7	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 6	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 5	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 4	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎倉 3	山県市椎倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊佐美 2	山県市伊佐美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊佐美 1	山県市伊佐美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 6	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 5	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 4	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 3	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 2	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 1	山県市大桑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

区域の名称 区域の所在地  
 区域の表示及び建築物に作  
 用すると想定  
 される衝撃に  
 関する事項  
 土砂災害の発生  
 原因となる自然  
 現象の種類

梅原 4	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 5	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原 6	山県市梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾 1	山県市赤尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾 2	山県市赤尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西深瀬 1	山県市西深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西深瀬 2	山県市西深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 1	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 2	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 3	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 4	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 5	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東深瀬 6	山県市東深瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 1	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 2	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高木 3	山県市高木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐賀 1	山県市佐賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 1	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 2	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 3	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 4	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 5	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 6	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高富 7	山県市高富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巴原 3	山県市巴原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巴原 4	山県市巴原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

谷合 7	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 6	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 5	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田栗 5	山県市田栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 6	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 5	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 4	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 3	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日永 1	山県市日永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 7	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 6	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 5	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 4	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 3	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 2	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葛原 1	山県市葛原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 3	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 2	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 1	山県市柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片原 1	山県市片原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神崎 8	山県市神崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 3	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 2	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿 1	山県市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 6	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円原 5	山県市円原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大桑 2	山県市大桑	次の図のとおり	土石流
大桑 1	山県市大桑	次の図のとおり	土石流
岩佐 5	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 4	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 3	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩佐 2	山県市岩佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞 2	山県市中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞 1	山県市中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 5	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 4	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 3	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 2	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富永 1	山県市富永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐野 4	山県市佐野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船越 12	山県市船越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青波 4	山県市青波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青波 3	山県市青波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 7	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 6	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 5	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹賀 4	山県市笹賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 12	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 11	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 10	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 9	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷合 8	山県市谷合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

谷合2	船越5	船越4	船越3	船越2	日永5	日永4	日永3	日永2	日永1	葛原2	柿野1	神崎3	神崎2	神崎1	円原5	円原4	円原3	円原2	円原1	東深瀬1	赤尾1	椎倉1	梅原2	梅原1	大桑3
山県市谷合	山県市船越	山県市船越	山県市船越	山県市船越	山県市日永	山県市日永	山県市日永	山県市日永	山県市日永	山県市葛原	山県市柿野	山県市神崎	山県市神崎	山県市神崎	山県市円原	山県市円原	山県市円原	山県市円原	山県市円原	山県市東深瀬	山県市赤尾	山県市椎倉	山県市梅原	山県市梅原	山県市大桑
次の図のとおり																									
土石流																									

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部抄防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
各務原都市計画公園事業 二・二・二二十七号 つつじが丘東公園  
各務原都市計画公園事業 二・二・二二十八号 つつじが丘南公園
- 三 事業施行期間  
令和四年一月十八日から  
令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 なし  
使用の部分 なし

谷合3	谷合4	谷合5	岩佐1	富永1	中洞1
山県市谷合	山県市谷合	山県市谷合	山県市岩佐	山県市富永	山県市中洞
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

総 務 部  
出 納 事 務 局  
各 県 税 事 務 所  
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「第五十三條第二十項」を「第五十三條第三十二項」に、「第三十四項」を「第五十三項」に、「第三十七項」を「第五十六項」に、「第三十八項」を「第五十七項」に改める。

第八十五条第二項中「第五十三條第四十三項」を「第五十三條第六十一項」に改める。

第八十八条中「第三項」を「第二項後段」に改める。

第八十八条の二第二項中「第五十三條第五十三項」を「第五十三條第七十項」に改め、同条第三項中「第五十三條第五十三項」を「第五十三條第七十項」に、「第五十三條第五十六項」を「第五十三條第七十三項」に改める。

第八十八条の三の二、第八十八条の五及び第八十九条の三を削り、第八十九条の四を第八十九条の三とする。

第八十九条の五を削る。

第九十条第一項及び第三項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第九十三条第三項中「第五十三條第三十七項」を「第五十三條第五十六項」に改める。

第九十五条第一項第一号中「第五十三條第四十二項」を「第五十三條第六十項」に改める。

別記様式目次中

「第十三号様式

徴収猶予（徴収猶予取消）

第十三条第一項、第八項

（換価猶予（換価猶予取消））決議書

及び第十項、第十四条第一項、第十四条の二第六項、第十四条の二第一項、第八項及び第十項、第八十一条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の三の二第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第一百一条、第一百二十五条の七第一項並びに第一百二十六条の八第三項並びに附則第三項

第十三号の二様式

徴収猶予（期間延長）通知書

第十三条第二項及び第十項、第八十一条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の三の二第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第一百一条並びに第一百二十六条の八第三項並びに附則第三項

第十三号の三様式

徴収猶予（換価猶予）不承認決議書

第十三条第三項、第十四条の二第三項、第八十一条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の三の二第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第一百一条、第一百

十九条の三第一項、第一百

を

第十三号の四様式

徴収猶予(期間延長) 不承認  
通知書

一条、第二百二十五条の七  
第一項及び第二百二十六条  
の八第三項並びに附則第  
三項

第十三号様式

徴収猶予(徴収猶予取消)  
(換価猶予(換価猶予取  
消) 決議書

第十三条第四項、第八十  
一条の二第一項、第八十  
八条の三第一項、第八十  
八条の三の二第一項、第  
八十九條の二第一項、第  
八十九條の三第一項、第  
百一条、第二百二十五条の  
七第一項及び第二百二十六  
条の八第三項並びに附則  
第三項

第十三号の二様式

徴収猶予(期間延長) 通知書

第十三条第二項及び第十  
三項、第八十一条の二第  
一項、第八十八條の三第  
一項、第八十九條の二第  
一項、第二百一条並びに第  
百

第十三号の三様式

徴収猶予(換価猶予) 不承認  
決議書

二十六条の八第三項並び  
に附則第三項

第十三号の四様式

徴収猶予(期間延長) 不承認  
通知書

第十三条第四項、第八十  
一条の二第一項、第八十  
八条の三第一項、第八十  
九条の二第一項、第二百  
一条、第二百二十五条の七  
第一項及び第二百二十六  
条の八第三項並びに附則第  
三項

第十四号様式

徴収猶予取消通知書

第十三条第九項及び第十  
三項、第八十一条の二第  
一項、第八十八條の三第  
一項、第八十八條の三の二  
第一項、第八十九條の二  
第一項、第八十九條の三  
第一項、第二百二十五条の  
七第一項並びに第二百二十  
六条の八第三項

第十四号様式

徴収猶予取消通知書

第十三条第九項及び第十  
三項、第八十一条の二第  
一項、第八十八條の三第  
一項、第二百一条並びに第  
百



第九十五号の四 租税条約に基づく申立てが行 第八十八条の四第二項及  
様式 われた場合における法人税の び第八十八条の五第二項

徴収猶予通知書

『第九十五号の三 租税条約に基づく申立てが行 第八十八条の四第一項及  
様式 われた場合における法人税の び第八十九条の三

税・事業税の徴収猶予通知書

第九十五号の四 租税条約に基づく申立てが行 第八十八条の四第二項  
様式 われた場合における法人税の 徴収猶予通知書

徴収猶予通知書

る。

別記第十三号様式から別記第十三号の四様式まで、別記第十四号様式及び別記第二十  
四号様式から別記第二十六号様式までの規定中、「第88条の3の2」及び、「第89条の  
3」を削る。

別記第八十九号様式中「第53条第40項(第41項・第42項)」を「第53条第59項(第  
60項)」に改める。

別記第九十三号様式中「第3項」を「第2項」に改める。

別記第九十五号の三様式及び別記第九十五号の四様式を次のように改める。

第195号の3様式（用紙日本産業規格A4）（第88条の4、第89条の3関係）

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人県民税・事業税の徴収猶予について(通知)		
		税第            号 年    月    日
知事 様		岐阜県 県税事務所長
このことについて次のとおり通知します。		
法 人 名		
法 人 番 号		
代 表 者 氏 名		
主 たる 事 務 所 等 所 在 地		
通知理由	1 租税条約に基づく申立てが行われた。 2 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 3 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。	
通知理由に該当することとなつた日		年    月    日
申立て又は合意に基づく事業年度	更正等に係る 法人税額	更正等に係る所得金額
年 月 日から 年 月 日まで	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	円	円
参 考 事 項		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第195号の4様式（用紙日本産業規格A4）（第88条の4関係）

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人税の徴収猶予について（通知）

長 様

税第 号  
年 月 日

岐阜県 県税事務所長

このことについて次のとおり通知します。

法 人 名	
法 人 番 号	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所等所在地	
通知理由	<p>1 租税条約に基づく申立てが行われた。</p> <p>2 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。</p> <p>3 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。</p>
通知理由に該当することとなった日	年 月 日
申立て又は合意に基づく事業年度	更正等に係る法人税額
年 月 日から 年 月 日まで	円
年 月 日から 年 月 日まで	円
年 月 日から 年 月 日まで	円
年 月 日から 年 月 日まで	円
年 月 日から 年 月 日まで	円
参 考 事 項	

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第九十六号様式及び別記第二百六号様式中「編組区分」を「調整区分」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、三分の間使用することができる。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 Uモート操作型在宅勤務環境のサービス利用 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 3 年 11 月 5 日
- 4 落札者を決定した日 令和 3 年 12 月 17 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町 6 丁目 6  
NECネットエヌアイ株式会社岐阜営業所  
所長 真井 隆
- 6 落札金額 49,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報システム課情報システム係  
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	名 住	所
田鶴境土地改良区	令和 三・一〇・三	理事	志水 茂	海津市南濃町田鶴	六〇〇番地